

205 私立法律学校特別監督条規第二条に付英吉利法律学校へ
回答案
〔明治〕二十年四月十七日

廿年四月十七日

〔川上博愛〕

委員長 (穗積陳重)
(花押)

法科大学書記

英吉利法律学校エ回答案

拝誦陳ハ監督条規第三条ニ必要之普通学科云々之義ニ付御問合
之趣了承別記之通

一 国語 漢字交リノ邦文〔三有之候〕〔抹消〕〔朱書〕
〔作文位ニテ宜敷ト
存候〕

一 漢文 講読白文訓点杯ニ有之〔候〕〔抹消〕〔朱書〕
〔作文ハ必要ト不存
候〕

一 地理歴史 御見込之通
右及御回答候也

明治廿年四月 日

監督委員長 穗積陳重

英吉利法律学校御中

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、
〔^①〕